

オープンカウンター方式による見積依頼

中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部

「秘密の保全に関する誓約書」及び「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出後に仕様書等を交付します。下方の「特記事項」の「(2)」に示す仕様書等交付場所へ来庁していただき、別に掲載してある「オープンカウンター方式による見積依頼について」を確認の上、下方の「特記事項」の「(3)」に示す提出期限までに見積書を提出(注)してください。
なお、「オープンカウンター方式による見積依頼について」の「2 問合せ先」は、下方の「特記事項」の「(4)」に示す問合せ先とします。

1 件名
発動発電機燃料ホース修理委託

2 作業内容
仕様書のとおり

3 特記事項
(1) 契 約 期 限 令和8年3月27日(金)

(2) 仕様書等交付場所 中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部^(注)
(松山市南堀端町2番地2)

(3) 見積書提出期限 令和8年1月13日(火)17時15分必着^(注)

(4) 問合せ先 松山市南堀端町2番地2
中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部通信庶務課資材係
電話番号089-934-0110

(注) 遠隔地であるなどの理由により来庁することが困難である場合は、上方の「特記事項」の「(4)」に示す問合せ先へ電話でお問い合わせください。

契約担当官等
分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局四国警察支局
愛媛県情報通信部長 殿

秘密の保全に関する誓約書

貴部における 発動発電機燃料ホース修理委託 の見積合わせへの参加にあたり、秘密に属する仕様書及びその他関係資料について、別紙「秘密の保全に関する特約条項」を厳守するとともに、秘密が漏洩、窃取されないように万全を期すこと並びに当社従業員及び業務従事者の故意又は過失により秘密が漏洩した場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所
会社名
代表者名

印

秘密の保全に関する特約条項

(一般義務)

第1条 見積合わせ参加者（代理人を含む。以下同じ。）は、本見積合わせに係る秘密の保全に關し、この特約条項に定めるところにより万全を期さなければならない。

2 見積合わせ参加者は、従業員の故意又は過失により警察の秘密が漏えいしたときであっても、管理者としての責任を免れることはできない。

(秘密の明記)

第2条 契約担当官等は、電磁的記録であるものを含む秘密に属する仕様書又は物件（以下、これらを総称して「特定資料等」という。）を見積合わせ参加者に配布するときは、秘密であることを明記するものとする。

(特定資料等の取扱い)

第3条 見積合わせ参加者は、製作物品の価格算定のための見積徴取等のために行う場合を除き、特定資料等を本見積合わせに關係のない者に供覧し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の見積徴取に關係のある者に対しても、見積に必要な限度を超えて特定資料等を供覧し、又は漏えいしてはならない。

(特定資料等の複製等の許可)

第4条 見積合わせ参加者は、本業務委託の仕様書等に定められている場合を除き、特定資料等について次の各号のいずれか（以下「複製等」という。）をしようとするときは、あらかじめ契約担当官等の許可を受けるものとする。

(1) 複製

(2) 見取図等の製作

(3) 写真撮影

(特定資料等の複製等の報告)

第5条 見積合わせ参加者は、前条の規定により特定資料等を複製等したときは、速やかにその旨を契約担当官等に書面により報告するものとする。

(標記の表示)

第6条 見積合わせ参加者は、特定資料等を複製等したときは、契約担当官等の指示により、これらに秘密の表示及び管理番号等の標記を表示するものとする。

(特定資料等の返納等)

第7条 見積合わせ参加者は、見積書を提出後、特定資料等及びその複製等を直ちに契約担当官等に返納又は提出しなければならない。

(事故発生時の措置)

第8条 見積合わせ参加者は、秘密の漏えい、特定資料等及びその複製等の紛失若しくは破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはそのおそれがあるときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を速やかに契約担当官等に報告しなければならない。

契約担当官等
分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局四国警察支局
愛媛県情報通信部長 殿

暴力団等の排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、貴部における 発動発電機
燃料ホース修理委託 の見積合わせへの参加にあたり、別紙「暴力団等の排除に関する誓
約事項」について誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより当社が不利益を被ること
となつても、異議は一切申し立てません。

また、貴部の求めに応じ、当社の役員名簿を提出することとします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者名

印

暴力団等の排除に関する誓約事項

1 今現在、次のいずれにも該当しません。また、今後も該当することはありません。

(1) 見積合わせ参加者として不適当な者

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）として雇用している者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を経営に実質的に関与させている者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と関係を有している者

(2) 見積合わせ参加者として次の不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求

イ 法的な責任を超えた不当な要求

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて責部又はその職員の業務を妨害する行為

オ その他、上記アからエまでに準ずる行為

2 本見積案件を受注した場合において、暴力団関係業者（暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営し、又は上記1(1)のアからオまでに規定する者が経営する法人等をいう。以下同じ。）を受注案件に係る権利若しくは義務の譲渡若しくは承継、下請又は再委託の相手方としません。

3 本見積案件を受注した場合において、次の各号に掲げる者（以下「譲受人等」という。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、その者との契約を解除するため必要な処置を講じます。

(1) 譲受人（第1次以降の全ての段階における受注案件に係る権利若しくは義務の譲渡又は承継を受ける者を含む。以下同じ。）

(2) 下請負人（第1次以降の全ての段階における受注案件に係る下請を請け負う者を含む。以下同じ。）

(3) 再受託者（第1次以降の全ての段階における受注案件に係る再委託を受託する者を含む。以下同じ。）

(4) 自己、譲受人、下請負人又は再受託者が受注案件に関して個別に契約する場合の相手方

4 本見積案件に関して、自ら又は譲受人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は譲受人等をしてこれを拒否させるとともに、速やかに当該不当介入の事実を契約担当官等に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力をいたします。